

佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を十分発揮し、希望する生き方ができるまちの形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 2人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で協力し合うことを約束する関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある2人の者が、その双方又は一方の子、親その他の3親等以内の親族（以下「子等」という。）を含め、家族であると約束する関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人が、当該関係にあること又はファミリーシップの関係を、市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者のうち、宣誓をしようとする相手方以外の者を含み、当該相手方を除く。)がないこと。
- (3) 宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓をしようとする相手方と、民法第734条から第736条までに規定する、婚姻をすることができないとされている関係(養子縁組をしていること又はしていたことにより婚姻をすることができないとされている関係のうち、当該養子縁組が当該相手方とのパートナーシップの関係に基づくものであると認められるものを除く。)にないこと。
- (5) 自己又は宣誓の相手方が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく市の住民基本台帳に記載され、本市に居住していること。
 - イ 宣誓をする日から起算して3か月以内に本市へ転入することを予定していること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により宣誓書を提出する場合は、次の各号に定めるところにより、参考書類を提出し、当該宣誓書において約し、及び本人確認を受けなければならない。

（1）前条第1号及び第2号（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者に関する事項を除く。）に該当することを証する書類として、宣誓をしようとする者の双方について、戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他婚姻していないことを証明する書類（宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。ただし、外国籍である者については、当該書類に代えて、次に掲げる書類のいずれか及び市長が必要と認める書類を提出すること。

ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者の氏名を記入したものに限る。）

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

（2）宣誓をしようとする者の双方について、前条第2号（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者に関する事項を含む。）から第4号までに該当することを宣誓書において約すること。

（3）住所を証する書類として、宣誓をしようとする者の双方について、住民票の写し（宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。

（4）宣誓をしようとする者がいずれも前条第5号アに該当しない場合は、その双方又は一方が同号イに該当することを証する書類として市長が認めるものを提出すること。

（5）ファミリーシップの宣誓をする場合は、その宣誓に係る子等と宣誓をしようとする者との関係を確認することができる書類として市長が認めるものを提出すること。

（6）宣誓書に記載する全ての者（15歳未満の者を除く。）について、本人であることを確認することができる書類として市長が認める者を提示した上、対面による本人確認を受けること。

（7）第6条の規定による通称名の記載を希望する者については、社会生活上日常的に当該通称名を使用していることについて確認することができる書類として市長が認めるものを提出すること。

(証明書の交付)

第5条 市長は、前条に規定する方法により宣誓がされた場合において、その内容が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）それぞれに対し、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（別記様式第2号。以下「証明書」という。）及び佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（別記様式第3号。以下「証明カード」という。）の交付を行うものとする。

(通称名の記載)

第6条 宣誓をする者及び宣誓者は、証明書及び証明カードに、社会生活上日常的に使用している呼称（以下「通称名」という。）を記載することができる。この場合においては、証明書及び証明カードのそれぞれにつき、氏名又は通称名を記載することとなる箇所に通称名を記載し、その裏面に氏名を記載するものとする。

(証明書及び証明カードの再交付)

第7条 市長は、宣誓者から次の各号のいずれかに掲げる事項を理由として佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（別記様式第4号。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

(1) 証明書又は証明カードの紛失又は焼失

(2) 証明書又は証明カードの毀損若しくは汚損

2 前項の規定により再交付申請書を提出する場合は、次の各号に定めるところにより、参考書類を提示し、並びに本人確認を受けなければならない。

(1) 宣誓者の双方又は一方について、本人であることを確認することができる書類として市長が認めるものを提示した上、対面による本人確認を受けること。

(2) 交付を受けている証明書及び証明カードにつき、次に定めるところにより提出し、又は提示すること。

ア 前項第2号に規定する毀損又は汚損を理由として再交付を受ける場合における当該毀損又は汚損したものについては、提出すること。

イ ア以外の証明書及び証明カードについては、提示すること。

(3) 宣誓をした日から起算して3か月を経過した日以後における再交付申請書の提出であって、その提出が前項第1号に掲げる事項を理由としたものである場合は、第4条第2項第1号及び第3号の規定により提出することとされている書類を提出すること。この場合においては、同項のこれらの規定中「宣誓をする日」とあるのは「再交付申請書を提出する日」とする。

(宣誓書記載事項等の変更)

第8条 宣誓者は、証明書に記載されている事項に変更がある場合（次条第1項の規定による手続を行うこととなる場合を除く。）は、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届出書（別記様式第5号。以下「変更届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により変更届出書を提出する場合は、次の各号に定めるところにより、参考書類等を提出及び提示し、並びに本人確認を受けなければならない。

（1）交付を受けている証明書及び証明カードを提出すること。

（2）宣誓者の双方又は一方について、本人であることを確認することができる書類として市長が認めるものを提示した上、対面による本人確認を受けること。

（3）宣誓者の住所又は氏名について変更がある場合は、その変更した者について、住民票の写し（変更届出書の提出する日前3か月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。

（4）通称名を新たに記載することを希望し、記載されている通称名を変更し、又は通称名の記載をやめる場合は、次に定めるところにより書類を提出すること。

ア 通称名を新たに記載することを希望するときは、社会生活上日常的に当該通称名を使用していることについて確認することができる書類として市長が認めるものを提出すること。

イ 通称名を変更するときは、社会生活上日常的に当該変更後の通称名を使用していることについて確認することができる書類として市長が認めるものを提出すること。

ウ 通称名の記載をやめるときは、その旨の申述書を提出すること。

（5）子等の氏名について変更がある場合は、その変更した者について、住民票の写し（変更届出書の提出をする日前3か月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。

（6）新たに記載し、又は記載をやめる子等があるときは、次に定めるところにより書類を提出及び提示し、並びに本人確認を受けること。

ア 新たに記載する子等があるときは、その子等と宣誓者との関係を確認することができる書類として市長が認めるものを提出するとともに、その子等（15歳未満の者を除く。）について、本人であることを確認することができる書類として市長が認めるものを提示した上、対面による本人確認を受けること。

イ 記載をやめる子等があるときは、その子等（15歳未満の者を除く。）について、本人であることを確認することができる書類として市長が認

めるものを提示した上、対面による本人確認を受けること。ただし、子等の死亡による場合は、その死亡を確認することができる書類として市長が認めるものを提出すること。

(7) 宣誓者の一方が死亡した場合において、当該死亡の際現にファミリーシップの関係にある他方の宣誓者が、当該関係に係る子等の1人以上と共に当該関係と同様の関係を継続することを希望するときは、次に定めるところにより書類を提出及び提示し、並びに本人確認を受けること。

ア 死亡の分かる書類を提出すること。

イ 当該関係を継続することを希望する子等（15歳未満の者を除く。）について、本人であることを確認することができる書類として市長が認めるものを提示した上、対面による本人確認を受けること。

(証明書及び証明カードの返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（別記様式第6号。以下「返還届」という。）を市長に提出し、交付されている証明書及び証明カードを返還しなければならない。

(1) 宣誓者の双方又は一方が死亡したとき。（前条第2項第7号に該当する場合を除く。）

(2) 前号に規定するほか、第3条各号（宣誓をした日から起算して3か月を経過した日以後は、同条第1号及び第2号ア）に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 前条第2項第7号の規定により関係を継続している宣誓者が死亡したとき又は当該関係を継続する子等がいなくなったとき。

(4) パートナーシップが解消されたとき。

2 市長は、前項の届出をした者が宣誓者のうち的一方のみであるとき又は当該届出をした者の本人確認ができなかったときは、当該届出を受理した後、遅滞なく、当該宣誓者のうち他方の者又は当該本人確認ができなかった者に対し、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ返還届受理通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。ただし、その必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(宣誓の無効)

第10条 市長は、宣誓者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、宣誓を無効とする。

(1) 偽りその他不正な手段により宣誓をしたとき。

(2) 証明書又は証明カードを不正に使用したとき。

(3) パートナーシップを継続する意思がないと認められるとき。

(4) 前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当したと認められるとき。

2 市長は、前項各号の規定により宣誓を無効とした場合には、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(手続の特例)

第11条 次に掲げる団体（以下「協定締結都市等」という。）において交付された書類であって証明書又は証明カードに類するもの（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けている者が宣誓をしようとする場合は、第4条の規定にかかわらず、同条第1項第1号及び第5号に掲げる書類に代えて当該証明書等類似書類を提出することができる。この場合において、宣誓をしようとする者は、次項及び第3項の規定による通知について、あらかじめ宣誓書において同意するものとする。

(1) 本市とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を締結している地方公共団体

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携ネットワークに加入している地方公共団体

2 市長は、前項の規定により証明書等類似書類の提出を受けた者に対し第5条の規定により証明書及び証明カードを交付したときは、当該証明書等類似書類を交付した協定締結都市等に対し、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

3 本市から協定締結都市等に転出した宣誓者が当該協定締結都市等においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の手続を行った場合において、当該協定締結都市等からその旨の通知があったときは、第9条の規定にかかわらず、同条第1項の規定による手続を省略することができる。この場合においては、同条第2項の規定は、適用しない。

4 この要綱において宣誓者がすべきこととされている手続について、その宣誓者の双方が死亡している場合においては、市長が別に定めるところによる。

(宣誓等の趣旨に則った施策の実施)

第12条 市長は、宣誓並びに交付した証明書及び証明カードの趣旨に則り、必要な施策を実施しなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第13条 市長は、宣誓、証明書及び証明カードの趣旨が市民及び事業者理解され、社会活動の中で最大限に尊重されることにより、宣誓者に対する対応が公平かつ適切に行われるよう、周知啓発に努めなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。